

町県民税申告又は確定申告の どちらが必要か確認しましょう。



スタート

令和6年1月1日現在、
周防大島町に住んで
いましたか？

いいえ

令和6年1月1日に住んでいた市区町村にご確認
ください。

はい

令和5年中に何か収入
がありましたか？

いいえ

町県民税の申告は不要です。
ただし、次の場合は町県民税の申告が必要です。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減判定を受ける場
合や所得証明書等が必要な場合など。 ※町県民税の申告は、
郵送等による提出(次ページに記載)をおすすめします。

はい

税務署で所得税の確定
申告をしますか？
※所得税がかかる方又は還付
を受ける方は税務署又は申
告会場で確定申告が必要です。
※税務署でされない場合・分か
らない場合は「いいえ」へ

令和5年中にどんな収入がありましたか？

① 非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

② 公的年金収入のみ
※年金収入が400万
円を超える場合は、
「確定申告」をして
ください。

町県民税の申告は不要です。
※ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に
記載されている控除以外の各種控除
の適用を受ける場合は申告が必要です。

③ 1か所からの
給与収入のみ
※年末調整されて
おり、控除の内
容の変更や他に
収入はありませんか？

町県民税の申告は不要です。

町県民税の申告が必要です。
※所得税のかかる方や還付を受ける方
は確定申告をしてください。

④ 農業、営業、不動産、雑所得・一時所得など

上記の「①～③」以外

- 所得が所得控除額より多い。
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円を超える。
- 給与以外の各種の所得の合計が20万円を超える。
- 2か所以上の給与収入があり、年末調整されていない給与収入と給与以外の所得の合計が20万円を超える。

はい
↓
確定申告へ

いいえ

町県民税申告
↑
いいえ

はい
↓
確定申告

税務署へ確定申告書を提出してください。(郵送やe-Taxによる提出もできます。)
(税務署で確定申告をすれば、原則町県民税の申告は不要です。
※上場株式等の配当等に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は必要となります。)
＜注意＞ 簡易な確定申告は町県民税申告会場でも受付を行います。内容により受付ができないものもあります。
その際は、柳井税務署で申告相談をしていただきますようお願いいたします。

※この図表は、申告が必要かどうかを判断するための簡易な目安です。当てはまらない場合もありますので、
ご不明な点は税務課(電話0820-74-1008)までお気軽にお問い合わせください。